

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	ウシオ電機株式会社
【英訳名】	USHIO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浜島 健爾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03(5657)1000(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務部長 小川 英次
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03(5657)1000(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務部長 小川 英次
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第53期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金26円 配当総額3,353,507,066円

第2号議案 定款一部変更の件

企業経営の透明性と効率性の確保並びに迅速・果敢な意思決定を実現するためのコーポレート・ガバナンスの強化充実の一環として、取締役会の更なる監督機能の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することとし、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うとともに、条数の整備を行う。

取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第23条（取締役会の招集権者及び議長）の取締役会の招集権者及び議長につき、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更する。

会社法改正により責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても期待される役割を十分に発揮することができるように、現行定款第26条（取締役の責任免除）第2項の変更を行い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨を規定する。

その他字句の修正等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、牛尾治朗、浜島健爾、牛尾志朗、伴野裕明、中前忠、原良也、金丸恭文、服部秀一及び橘・フクシマ・咲江氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、小林敦之氏、米田正典氏及び山口伸淑氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額540百万円以内（うち社外取締役分は84百万円以内）とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。なお、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額84百万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

第7号議案 取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（国内非居住者である者を除く。）に対して、平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会での承認に基づき導入された株式報酬制度に基づき各事業年度の役位及び業績達成度等に応じて株式報酬を支給するための報酬枠を改めて設定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第1号議案	1,050,773	354	0	99.19	可決
第2号議案	983,347	67,780	0	92.83	可決
第3号議案					
牛尾 治朗	956,392	94,544	191	90.28	可決
浜島 健爾	986,147	64,789	191	93.09	可決
牛尾 志朗	985,915	65,021	191	93.07	可決
伴野 裕明	985,947	64,989	191	93.07	可決
中前 忠	983,656	67,280	191	92.86	可決
原 良也	926,129	124,807	191	87.43	可決
金丸 恭文	979,514	71,422	191	92.47	可決
服部 秀一	777,046	273,890	191	73.35	可決
橘・フクシマ・咲江	992,438	58,498	191	93.69	可決
第4号議案					
小林 敦之	971,884	79,049	191	91.75	可決
米田 正典	733,134	317,002	988	69.21	可決
山口 伸淑	743,859	306,277	988	70.22	可決
第5号議案	996,535	52,752	1,838	94.07	可決
第6号議案	996,641	52,647	1,838	94.08	可決
第7号議案	1,027,869	23,256	0	97.03	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりです。

本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。